

障害児の中学生以降の放課後等居場所事業の公募型プロポーザル実施要領

1 目的

杉並区では、障害児が放課後等の時間を過ごす場の確保・充実を図るため、助成金交付等の支援を行う等、区内の放課後等デイサービス事業所数を増やす取組を進めています。

こうした中、中学生以降の障害児の保護者からは、小学生までは利用できていた学童クラブの利用が行えなくなることもあり、放課後等デイサービスに加え、より多様な体験ができる新たな居場所を求める声が寄せられるなど、放課後等の居場所について新たな選択肢を増やすことが課題となっています。

このため、区では、スポーツや文化活動を行うことができる新たな居場所事業として、モデル事業を区立済美養護学校で同校中学部の生徒を対象とし、実施することとしました。本事業では、中学生以降（今回提案を募る利用対象は、中学生）の障害児にとって放課後等の居場所の選択肢が広がり、遊びを通じた多様な体験により、生徒が楽しみながら活動に参加し、子どもの社会性を広げることが狙いとしています。

緩やかな活動に取り組むことで、子どもたちが主体となって参加できるプログラムを実施する意欲と能力のある事業者を、プロポーザル（企画提案）方式で公募いたします。

2 業務の概要

本事業は、杉並区の委託事業として、区立済美養護学校の中学部生徒を対象に放課後等居場所事業を実施するものです。業務の概要については、別冊及び参考資料1も参照してください。

(1) 業務名

障害児の中学生以降の放課後等居場所事業運営業務（以下、「本業務」という。）

(2) 業務内容

主な業務内容は次のとおりです。

- ア 各プログラムの企画・調整、プログラムを実施する講師の手配
- イ 受付業務（利用登録）、出欠席の連絡確認、問合せ対応
- ウ 災害時や非常時の保護者への連絡
- エ 事業のフィードバック及び事業内容への保護者意見の反映
- オ その他事業運営する上で必要な業務

※ア～エについては企画提案書により具体的な実施方法の提案を求めます。提案すべき内容については、「4 提案内容」を参照してください。

(3) 利用者

区立済美養護学校の中学部生徒（以下、「利用者」という。）

(4) 実施体制（必要な要員）

ア コーディネーター

各プログラムの企画・調整、講師の手配などのマネジメント業務を行います。

イ 事務職員

受付業務（利用登録）、出欠席の連絡確認、問合せ対応、学校との連携等、事業運営する上で必要な業務やコーディネーターのサポート等を行います。

※各要員の配置については、本業務の運営にあたって十分にその内容が履行できることを条件に、例えばコーディネーターが本業務以外の職務を兼務することや、コーディネーターと事務職員を兼務するなどの設定は可能です。提案内容には、本業務を行う事業実施体制について具体的に分かるように記載してください。なお、別冊Ⅰの2【実施場所】に示す場所にコーディネーターや事務職員等を常駐させることは必須ではありません。

(5) 活動内容

スポーツ活動や音楽や美術などの文化活動から3種目のプログラムを設定し、各プログラムを月に3回程度（年100回程度÷3種目×月3回程度×12か月）実施してください。
（委託初年度は6月からの事業実施となるため、10か月分の実施回数となります）

(6) 参加人数

1プログラム当たりの参加人数は10名程度です。

(7) 利用料金

生徒は無料でプログラムを利用します。

(8) 賠償責任保険への加入

事業者は、以下の場合に対応するための賠償責任保険に加入してください。ただし、利用者が誤って（偶然な事故により）他利用生徒等にケガをさせたり、学校の使用物品や設備を壊した場合は、利用者（保護者）個人の責任となりますので、活動への参加にあたっては、保護者に個人賠償責任補償のある賠償責任保険への加入を基本します。

- ・事業者の責任により、活動中に利用者等が死亡あるいはケガをした場合
- ・事業者の責任により、活動中に学校の使用物品や設備を壊した場合

(9) 環境設定

利用者は別冊Ⅰの1【特徴】に示す生徒であることを考慮し、活動中は、別冊Ⅰの2【実施場所】に示す場所に区が用意するパーテーションを活用し、利用者が気持ちを落ち着かせ、クールダウンできる空間を確保してください。

その他、活動する場合においても、利用者の特徴等に留意し、適切な環境設定を行ってください。

(10) 虐待対応

虐待を受けていると思われるような利用者を発見した場合は、速やかに区に連絡してください。区や学校、関係機関と連携して対応します。なお、区への連絡方法は、選定後に区より指示します。

(11) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（令和8年度のプログラム開始は、令和8年6月から）

契約は単年度となります。ただし、区の実施するモニタリング（履行評価）の結果等により継続して事業を実施することが妥当であると判断できる場合は、次年度も継続して委託契約を結ぶことができます。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる全ての条件を満たす事業者です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱（平成22年3月23日杉並第65476号）に定める指名停止要件に該当していないこと。
- (3) 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年1月17日杉並第53890号）に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 法人の場合は、法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を、個人の場合は、所得税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- (7) 共同事業体として参加する場合は、次の項目によること。
 - ① 共同提案を考えている場合は、参加申込み前に担当者に連絡すること。
 - ② 代表する法人（以下「代表法人」という。）を定め、共同事業体の代表者を代表法人に属する者の中から指定すること。
 - ③ 共同事業体の構成法人は、上記（1）～（6）の条件を満たしていること。また、本プロポーザルの共同事業体の構成法人又は単独の参加者が、本プロポーザルの他の共同事業体の構成法人となることはできないものとする。
 - ④ 参加申込み時に共同事業体用の申請書（様式2）を提出すること。
 - ⑤ 参加申込み後の代表法人及び構成法人の変更は、原則として認めない。
 - ⑥ 企画提案書等の提出時には、資格要件の確認のため、別紙1「提出書類一覧」のNo.3～14の書類について全構成法人のものを提出すること。

4 提案内容

本要領「2 業務の概要」及び別冊、参考資料1の記載事項を前提に、「様式5 企画提案書」に沿って、以下の内容を提案してください。

- (1) 基本方針・理念
 - ① 障害のある子どもへの理解、配慮、接し方について法人の考えを記載すること。
 - ② 本事業に対する法人の考え（取組姿勢）を記載すること。
- (2) 障害児の中学生以降の放課後等居場所事業の運営
 - ① プログラムの実施内容
 - (ア) 「1 目的」に記載の狙いを踏まえて、3種目のプログラムの設定について提案すること。
また、各プログラムは、障害のある子どもが安心して、意欲的に楽しく参加できる活動内容とすること。
 - (イ) 別冊Ⅰの1【特徴】に示す利用者が活動に参加するため、子どもの社会性、自主性、創造性等を育み、生活の質を向上させる視点など、子どもの発達段階に応じ、個別にも対応できる活動内容について提案すること。
 - (ウ) コーディネーター及び事務職員を含めた事業実施体制について提案すること。
 - (エ) プログラムの受付業務（利用登録）や出欠席の連絡確認など、受付方法や保護者との連絡手段が必要です。この連絡等を行うための具体的な連絡体制を提案すること。また、その手段を選択した理由や利点も併せて記載すること。

(オ) プログラムを実施する講師やコーディネーター等を含めた職員の質の確保、資質維持について、どのように考えているか記載すること。なお、次の視点について、本項目の提案に含めること。

(あ) 生活年齢に応じた適切な接し方により安心して子どもを任せられる環境とするために、子どもの意思を尊重する職員、子どもの特性に合わせて個別対応できる職員の意識向上を含む職員育成の視点

(い) 不適切な言動・体罰・性加害等の防止対策をはじめとする子どもに対する虐待防止の視点

(カ) プログラムの内容や実施状況の評価、翌年度の事業内容への反映について、どのように考えているか。

②地域とのつながり、交流（地域との連携）

(ア) 地域で活動する団体や大学から講師を招くなど、地域とのつながりについての考えを記載すること。

(イ) 地域のイベントへの参加、地域共生の一助となる取組など、地域との交流についての考えを記載すること。

③危機管理対策等

(ア) 災害時や非常時の安全確保、学校との連携、家庭への連絡など、緊急時について、どのように対応するか記載すること。

(イ) 利用者に急な体調の変化（発熱など）やケガ、事故があった場合について、どのように対応するか記載すること。

(ウ) 個人情報の取扱いについて、情報管理体制を含め、どのように実施するか記載すること。

(エ) 実施事業者としての子どもの権利擁護に関する意識や虐待防止の具体的な取組、虐待を受けていると思われる利用者への対応について、どのように取り組むか記載すること。

④保護者対応

(ア) 保護者からの意見や要望等について、どのように対応するか記載すること。

(イ) 保護者の意見を踏まえたフィードバック、事業内容への反映について、どのように取り組むか記載すること。

(3) 提案事業者が実施することにより期待される事業効果、アピールポイント（自由提案）

「様式4」に記載のこれまでの活動実績を踏まえ、提案事業者が実施することにより期待される事業効果と、事業者の独自性が事業目的にもたらす効果などのアピールポイントを記載すること。

5 施設及び設備等に関する条件

学校施設の使用に当たり、以下を遵守してください。

(1) 区立済美養護学校の施設、設備及び備品は、区が認めたものを使用すること（スポーツ用品、ピアノ、オーディオ機器、プロジェクターなど）。具体的に使用可能な設備及び備品と使用に当たってのルールについては、選定後に区及び学校と協議すること。

(2) 教材や事務用品等の消耗品は、事業者が用意すること。

(3) 専用スペース（事務室を含む）や事業で使用した学校内の体育館、特別教室棟の施設や鍵の管理方法等については、選定後に区及び学校と協議すること。

(4) 施設、設備及び備品の修繕、買替等は学校が行うので、利用生徒の安全に支障がないかどうか日常的に点検し、不具合等がある場合は、速やかに学校に報告すること。

(5) 施設、設備及び備品の管理は、善良な管理者としての注意をもって行うこと。

6 公募スケジュール

内 容	期 間 等
実施要領の公表	令和7年7月16日（水）
質問の受付期限	令和7年8月6日（水）17時まで
質問回答の公表	令和7年8月22日（金）頃
書類提出期限①	令和7年9月5日（金）17時まで （別紙1「提出書類一覧」のうちNo.1～11までの書類）
書類提出期限②	令和7年9月12日（金）17時まで （別紙1「提出書類一覧」のうちNo.12～14までの書類）
第一次審査（書類審査）	令和7年10月20日（月） ※第一次審査を実施し、第二次審査の対象とする事業者を選定します（3事業者程度）。 ※審査結果は、選定後、10月21日（火）に通知します。
第二次審査 （プレゼンテーション・ヒアリング審査）	令和7年10月31日（金）
受託者候補者選定結果の通知	受託者候補者の選定結果は、 令和7年11月中旬（予定）に通知します。

7 実施要領の内容についての質問の受付回答

(1) 受付方法

別紙2「質問書」に質問内容を記載の上、E-mailにより提出してください。

E-mailで提出する際の件名は「公募型プロポーザル質問書の送付」としてください。

(2) 受付先

「12 担当課（問い合わせ先）」に同じ。

(3) 受付期限

令和7年8月6日（水）17時まで

(4) 回答方法

質問及び回答は、杉並区公式ホームページ上（8月22日（金）頃）で公開します。

8 企画提案書等の提出（応募）

(1) 提出書類

提出書類は、別紙1「提出書類一覧」のとおりです。

(2) 企画提案書の概要版

企画提案書の提出と併せて、企画提案書の概要版（電子データ）をE-mailで提出してください。E-mailで提出する際の件名は「公募型プロポーザル企画提案書の概要版の送付」とし

てください。なお、提出された全事業者の概要版は、受託者候補者選定後、選定結果と併せて区公式ホームページで公表しますので、PDF データで提出してください。

概要版の様式は任意としますが、以下①～③に示す内容について、A4 で1～2枚程度にまとめることを基本とします。また、1枚目の右上に、事業者名も記載してください

【企画提案書の概要版の記載内容】

- ①受託業務に対する考え方（取組姿勢）
- ②提案内容の全体像（以下の企画提案書の大項目）
 - ・プログラムの実施内容
 - ・地域とのつながり、交流（地域との連携）
 - ・危機管理対策等
 - ・保護者対応
- ③提案事業者が実施することにより期待される事業効果、アピールポイント

(3) 提出部数

8部（正本1部、副本7部）

提出書類は、正本・副本をそれぞれ製本（ファイル等で綴じる）し、提出書類一覧を先頭に綴じ、提出書類一覧の項目ごとにインデックスを付けて提出してください。また、表紙及び背表紙に、当該提出書類名（障害児の中学生以降の放課後等居場所事業運営業務公募型プロポーザル 参加申込書・財務関係書類／企画提案書等）と事業者名を付してください。

(4) 提出方法

提出書類の確認を行いますので、原則として、持参してください。（事前に予約し、お越しください。）なお、郵送等の場合は、提出書類に漏れがないようにご注意ください。

(5) 提出先

「12 担当課（問い合わせ先）」に同じ。

(6) 提出期限

①別紙1「提出書類一覧」のうちNo.1～11までの書類

令和7年9月5日（金）17時 必着

②別紙1「提出書類一覧」のうちNo.12～14までの書類

令和7年9月12日（金）17時 必着

※ 未着・遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱います。

9 受託者候補者の選定手順

障害児の中学生以降の放課後等居場所事業運営業務受託者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書等の提出された書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリング審査を実施し、最高点を得た事業者を受託者候補者として選定します。

ただし、選定委員会で審査した結果、いずれも一定の点数に満たない場合は、受託者候補者は選定しないものとします。

(1) 評価基準

	評価項目	評価の内容
書 類 審 査	区内事業者	杉並区内に事業所があること。 ※区外事業者も応募可能です。
	活動実績	障害者、障害児に関する活動実績 ※活動実績がない場合も応募可能です。
	経営安定性	財務状況
	基本方針・理念 (業務に対する取組姿勢)	障害への理解、配慮、接し方についての考え。本居場所事業の意義(狙い)を捉えているか。業務に対する取組姿勢、意欲
	プログラムの実施内容、運営方法	3種目のプログラムの設定はどうか。コーディネーター及び事務職員を含めた法人の事業実施体制、受付業務等への考え。職員の質の確保。実施状況の評価及び事業内容への反映に対する姿勢。
	地域とのつながり、交流 (地域との連携)	地域とのつながり・連携に取り組む姿勢 地域との交流(連携)に取り組む姿勢
	危機管理対策等	緊急時の対応や利用者の体調変化等への対応、個人情報の取扱いについての考え。虐待への対応
	保護者対応	保護者からの意見・要望等への対応、保護者への意見聴取の方法、保護者意見を事業内容へ反映する姿勢
	期待される効果、アピールポイント	提案事業者が実施することにより期待される事業効果 事業者の独自性が事業目的にもたらす効果

(2) 審査方法

① 第一次審査(書類審査)

(ア) 提出の企画提案書等に対し、選定委員会で第一次審査(書類審査)のうえ、第一次審査通過者(第一次審査配点合計の6割以上を取得した事業者のうち上位3事業者程度を想定)を選定します。

(イ) 第一次審査の結果は、選定後、全事業者に令和7年10月21日(火)に通知します。

② 第二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング審査)

(ア) 第一次審査通過者に対し、選定委員会が第二次審査を実施し、契約を締結する受託者候補者(配点総合計の6割以上を取得した最上位の事業者)を選定します。

(イ) 二者以上の事業者が同点となった場合は、最上位の事業者の中から選定委員会が受託者候補者を選定します。

(ウ) 辞退又は失格等により選定された受託者候補者が所定の業務を履行できないと認められる場合は、次点の事業者を受託者候補者として選定します。

(エ) プレゼンテーション・ヒアリングは、法人代表者又は準ずる者のほか、コーディネーターとなる予定の者又はコーディネーターを設置せず、事業者(法人組織)として各プログラムの企画・調整を行う場合は、責任者(担当者)に出席していただきます。

(3) 受託者候補者選定結果通知

第二次審査対象事業者に令和7年11月中旬(予定)までに通知します。

※ 非選定の通知を受けた事業者は、非選定理由についての説明を求めることができます。

10 事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 審査の公正性・公平性を害する行為があった場合

※ 選定委員会設置から区が意思決定するまでの間、プロポーザル参加者（参加予定者の関係者を含む。）が選定委員及びプロポーザルに関わる区職員と故意に接触（書類の提出や要領に定められた質問等の正当な行為を除く。）することは禁じられています。

- (4) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

11 その他留意事項

- (1) 企画提案書等の作成にあたっては、別冊及び参考資料1をよくお読みください。
- (2) 本件に参加する費用は、すべて事業者の負担とします。
- (3) 提出書類は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付してください。また、通貨単位は日本円とします。
- (4) 各様式は、A4サイズを基本とし、必要に応じてA3サイズも可とします。
- (5) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めません。
- (6) 提出書類については返却しません。
- (7) 提出書類について情報公開請求があった場合は、杉並区情報公開条例に基づき、公開することがあります。
- (8) 応募事業者が二者の場合であっても参加事業者名を公表します。
- (9) 契約の締結に当たっては、区の標準契約書を使用し、区と協議の上、業務の仕様を確定します。
- (10) 受託者候補者が区と契約を締結する場合、業務の全部又は主要な業務を一括して第三者に委託することを禁じます。業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ区の承認が必要となります。
- (11) 本件は、令和8年度予算案が区議会にて成立した場合に契約を締結します。

12 担当課（問い合わせ先）

杉並区 保健福祉部 障害者施策課 児童支援係

所在地 〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

電話 03(3312)2111

E-mail s-sisaku@city.suginami.lg.jp